

三国東地区土地区画整理事業の

おしらせ

第 67 号

令和 6 年 6 月 発行

大阪市都市整備局

淡路・三国東土地区画整理事務所

電話 06-6399-1392

FAX 06-6399-1476

■ 第 49 回土地区画整理審議会を開催しました

令和 6 年 5 月 13 日（月）に当事務所で、第 49 回三国東地区土地区画整理審議会を開催しました。本審議会では、建物移転を円滑に進めるため、施行者から諮問した仮換地指定の変更に関する案件をご審議いただき、2 件について「原案どおり可とする」答申を得ました。

また、あわせて事業計画の変更、工事実施箇所等につきましてもご報告いたしました。

令和 6 年度の工事予定箇所及び過年度の工事済み箇所を裏面に記載しましたのでご参照ください。

<移転がお済みでない方へ>

■ 早期の「建物調査」に取り組んでいます※¹

まだ移転時期が来ていない建物所有者の方で、移転に先行して「建物調査」を希望される方は、当事務所までお問い合わせください。※²

※¹ 先行して「建物調査」をすることにより、移転時期に速やかに手続きを進めることができます。

※² 「建物調査」は、調査の混み具合によりお待ちいただくこともあります。

なお、「建物調査」を実施しても建物補償金額の提示は、移転時期が来てからになります。

■ 「換地不交付」をご存知ですか？

～仮換地の指定を取り消して従前の土地を金銭清算できます～

仮換地の引き渡しがお済みでない土地所有者の方から、「換地不交付」を申し出いただくことにより、将来仮換地をお渡しする代わりに、従前の土地を金銭で清算し、仮清算金を受け取ることができます。ただし、換地不交付の適用には一定の条件がございますので、詳しくは当事務所までお問い合わせください。

大阪市行政オンラインシステムを活用した電子申請サービスを令和 6 年 4 月 1 日から開始しました

大阪市都市整備局では、令和 6 年 4 月 1 日から区画整理関係手続きの一部の申請等について「大阪市行政オンラインシステム」を活用した電子申請サービスを開始しました。

これまで窓口や郵送で行っていた申請等が、タブレットやスマートフォンなどからも提出できるほか、手数料等の支払いができるようになります。手数料等の支払いは、電子決済（クレジットカード、PayPay 等）の利用が可能となります。

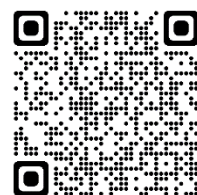
電子申請が可能な手続きは次のとおりです。

- ・仮換地証明書の発行…仮換地証明書の発行申請には、マイナンバーカード等の電子証明書が必要です。
- ・土地区画整理境界明示申請
- ・土地区画整理境界明示申請（土地区画整理法第 76 条）
- ・施行者管理地の一時使用許可申請

※ご利用には大阪市行政オンラインシステム利用者情報の登録が必要です。

※窓口又は郵送による申請もこれまでどおり行えます。

※窓口による申請にかかる手数料の支払いは従来どおり現金のみとなります。



【行政オンラインシステム】

令和6年度 整備箇所図

令和6年3月末時点

